

○経済産業省告示第四百四十三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十一条に基づき、特定社会基盤事業者の指定を解除したので、同条ただし書において準用する同法第五十条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和六年九月四日

経済産業大臣 齋藤 健

(一) 特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた者の名称及び住所

西部石油株式会社 東京都千代田区神田美土代町七番地

(二) 特定社会基盤事業者の指定の解除に係る特定社会基盤事業の種類

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条五項に規定する石油精製業

(三) 特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた者の当該指定の日

令和五年十一月十六日

(四) 特定社会基盤事業者の指定の解除をした日

令和六年九月三日